# 監 査 報 告 書

令和３年５月２７日

社会福祉法人 王慈福祉会

理事長　胡谷 直　　殿

監事 小橋仙敬

監事 中村寛人

私たち監事は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの令和２年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

１ 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

２ 監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②　理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以　上

# 合意された手続実施結果報告書

社会福祉法人　王慈福祉会

令和２年度
自　令和　２年　４月　１日
至　令和　３年　３月３１日

公認会計士　小　野　和　倫

作成日　令和３年５月２６日

# 合意された手続実施結果報告書

令和３年５月２６日

社会福祉法人　王慈福祉会

理事長　殿

公認会計士　　小　野　　和　倫

私は、社会福祉法人 王慈福祉会(以下「法人」という。)からの依頼に基づき、法人との間で合意された下記手続を実施した。なお、この合意された手続は、法人の下記勘定科目のみを対象としている。

私は、「公認会計士が行う保証業務に関するフレームワーク(試案)－合意された手続」(平成１６年７月６日 日本会計士協会)に準拠して手続を実施した。

実施した手続及び結果は以下のとおりである。

| 勘定科目 | 手　続 | 結　果 |
|---|---|---|
| 現金 | 特定月残高に関する実査 | ３月末残高について実施した結果、現金有高と現金出納簿残高は一致した。 |
| | 年度末貸借対照表内訳表と現金出納簿残高の照合 | 貸借対照表内訳表と現金出納簿残高は一致した。 |
| 預金 | 年度末を基準日とした金融機関残高確認 | 貸借対照表内訳表と銀行回答額は一致した。 |
| 事業未収金 | 前期比較と増減内容の分析 | 法人全体の増加は主として、琴浦中保育園の増加である。※１ |
| 仮払金 | 前期比較と増減内容の分析 | 当期は残高はない。 |
| 固定資産 | 年度末貸借対照表内訳表と固定資産内訳表の残高の照合 | 貸借対照表内訳表と固定資産管理台帳残高は一致した。 |
| | 一部の固定資産について増減取引の検討 | 当期増加は、取得価格と証拠書類に一致した。<br>当期減少はサーバーの買替等による除去等及び増加は車輌の購入である。 |
| | 一部の固定資産について減価償却費の検討 | 固定資産台帳により減価償却の検算を行った。 |
| 借入金 | 年度末を基準日とした金融機関残高確認 | 貸借対照表内訳表と銀行回答額は、一致した。 |
| 未払金 | 前期比較と増減内容の分析 | 著しい増減はなかった。 |
| 仮受金 | 前期比較と増減内容の分析 | 当期残高はない。 |

| | | |
|---|---|---|
| 賞与引当金 | 計上額と賞与引当金計算資料の照合 | 計上額と賞与引当金計算資料は一致した。 |
| | 一部の職員について引当額の検討 | 引当額と再計算結果は一致した。 |
| 退職給与引当金 | 計上額と岡山県社会福祉協議会の掛金累計額及び民保連の拠出金累計額資料との照合 | 計上額と累計額は一致した。 |
| 国庫補助金等特別積立金 | 計上額と固定資産管理台帳における国庫補助金等の額との照合 | 計上額と固定資産管理台帳記載額は一致した。 |
| 介護報酬収入 | 特養王慈園事業における介護報酬収入について、令和２年６月計上額及び年度末未収計上額と介護給付費等支払決定額通知書との照合 | 問題点はなかった。 |
| | 特養王慈園事業について、介護給付費明細書に基づく利用料等(利用者負担)の集計表の年間累計額と元帳累計額との照合、月次推移の異常な変動の有無を検討 | 問題点はなかった。 |
| 基本食事サービス料収入 | 特養王慈園事業における食費収益及び居住費収益について、令和２年６月の計上額及び年度末未収計上額と介護給付費等支払決定額通知書との照合 | 問題点はなかった。 |
| | 特養王慈園事業について、介護給付費明細書に基づく食費収益及び居住費収益(各々本人負担分)の集計表の年間累計額と元帳累計額との照合、月次推移の異常な変動の有無を検討 | 問題点はなかった。 |
| 利用料収入 | 王慈療護園事業における介護給付費収益及び特定障害者特別給付費収益について、令和２年６月計上額及び年度末未収計上額と障害福祉サービス費等支払決定額通知書との照合 | 問題点はなかった。 |
| | 王慈療護園事業における利用者負担金収益について、月別利用者負担額内訳表を集計し、当該年間累計額と元帳累計額との照合、前期比較と増減内容の分析 | 問題点はなかった。 |

| 勘定科目 | 手　続 | 結　果 |
|---|---|---|
| 人件費支出 | 前期比較と増減内容の分析 | 問題点はなかった。 |
| | 一部の事業における職員俸給の特定月計上分について、総勘定元帳、支給総括表等の照会 | 総勘定元帳、支給総括表及び給与明細表の照会箇所は一致した。 |
| 事務費支出 | 前期比較と増減内容の分析 | 前期比減少している。※２ |
| | 一部取引について証憑突合 | 計上額と請求書記載金額は一致した。 |

注記

※１　事業未収金

（単位：円）

| 事業未収金 | 当年度末(円) | 前年度末(円) | 増減 |
|---|---|---|---|
| 法人合計 | 239,627,249 | 228,198,235 | 11,429,014 |
| うち琴浦中保育園 | 13,674,855 | 4,431,525 | 9,243,330 |

【増加の主な要因】

（１）　従来、加算の要件を満たしていなかった、委託費収益のうちの「チーム保育加配加算」6,435,820 円が計上されている。

（２）　委託費収益のうちの「栄養管理加算」及び「3 歳児配置改善加算」の精算が、当年度は年度内に行われなかった。その金額は、合計で 1,980,910 円である。

※２　事務費

修繕費が約２０百万円前年比減少となっている。

前期はエレベーターの補修費や屋根修理などがあり当期は特に目立ったものが発生していない。

個別問題事項

1．前年度報告分の回収遅延事業未収金の回収状況について

（単位：円）

| 事業所等 | 利用者名 | 前年度末残高 | 摘　要 |
|---|---|---|---|
| 地域生活 | 八束健太 | 5,820 | 令和1年10月分から令和2年3月分までの利用者負担金であるが、令和2年5月11日に全額回収している。 |
| エンゼル | 林数也 | 20,380 | 令和1年12月分から令和2年3月分までの利用者負担金であるが、令和2年6月29日に、4月分とともに全額回収している。 |
| エンゼルきっず | 田中真尋 | 5,150 | 令和1年11月分及び令和2年1月分の利用者負担金であるが、令和2年6月5日及び同月24日に、全額回収している。 |
| エンゼルくらぶ | | 2,914 | 令和1年10月分から令和2年1月分までの利用者負担金であるが、令和2年6月5日に全額回収している。 |

2．当年度における回収遅滞事業未収金について

| 事業所等 | 利用者名 | 当年度末残高（円） | 利用者負担金の内容 | 令和3年5月25日までの状況 |
|---|---|---|---|---|
| 王慈園デイサービスセンター | 永山仁士 | 46,818 | 令和2年12月分から令和3年3月分 | 令和3年4月27日に全額入金済み |
| 特別養護老人ホーム王慈園ユニット | 山村ひとみ | 206,684 | 令和3年1月分から3月分 | 令和3年4月26日に全額入金済み |
| ケアハウスロイヤルウィング | 川添綾子 | 181,731 | 令和3年1月分から3月分 | 令和3年5月12日に全額入金済み。 |
| 王慈療護園 | 裏川忠史 | 268,251 | 令和2年11月分から令和3年3月分 | 令和3年4月15日に2月分までの163,172円を回収済み。基本的には年金の支払月に入金される。 |
| 十王堂おうじ | 高田敏行 | 46,872 | 令和3年1月分から3月分 | 食費分の6,500円は令和3年4月20日に回収済み。<br>介護報酬一割負担分は、国保連（生活保護）から入金がある。 |

当年度に抽出した上記の利用者については、回収懸念先と指摘するまでの状況ではなかった。

なお、川添さんの利用者負担金について回収が遅延した理由は、ご本人の問題ではなく、法人側の口座引落手続きのミスが重なった結果である。今後、十分に留意すべきである。

3．従業員に対する貸付金が、令和２年５月１日　957,000円と、令和３年２月26日　939,000円発生している。会計処理科目は、前払金して計上されている。これは、従業員の子供の大学への授業料に対するものであるが、このような貸付金制度は当法人は無く、特例的な取扱である。
会計処理としては、長期貸付金として計上すべきである。
なお、返済は給与賞与より差引きし、最終返済期限は、令和８年８月給与となっている。
この従業員に対する退職金は外部積立となっており法人より支払う金額は無い。

(注)この報告書は法人の別紙に掲げる各事業における会計管理体制及び会計組織が別紙に掲げる法令及び関連する厚生労働省通知に従って整備されているかどうかを判断するためにのみ法人のために作成されたものである。他のいかなる目的にも使用してはならず、法人以外への配布もしてはならない。なお、上記手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビュー基準に準拠するものではない。また、この報告書は法人の全体としてのいかなる計算書類にも言及するものではなく、上記勘定科目について、いかなる意見の表明も、また保証も提供するものではない。

法人と私との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以　上

1．事業

- 法人本部拠点
- 王慈園拠点
- 蔵の家拠点
- ロイヤルウィング拠点
- 王慈療護園拠点
- エンゼルくらぶ拠点
- 琴浦中保育園拠点
- 十王堂おうじ拠点
- ベネヴィータ王慈拠点(老人福祉サービス)
- ベネヴィータ王慈拠点(障がい福祉サービス)
- ベネヴィータ王慈拠点(障がい児通所支援)

2．法令及び関連する厚生労働省通知

- 社会福祉法人会計基準の制定について
  (平成２８年３月３１日　厚生労働省令第７９号